

6. 唐船番所は何処にあったか

問 「からふねばんしょ」が5か所あったということですが、何処々々に置かれているのですか。

答 唐船番所を正しくは「とうせんばんどころ」と呼び、次の5所に置かれていました。

1. 気仙沼郡綾里（りょうり）邑八ヶ森（現岩手県気仙郡三陸町綾里字名浜）
2. 本吉郡歌津邑泊浜（現歌津町泊浜）
3. 牡鹿郡鮎川浜（現牡鹿町鮎川）
4. 桃生郡宮戸浜大浜（現鳴瀬町宮戸）
5. 亘理郡坂元本郷磯浜（現山元町磯浜）

寛永16年〔1639〕7月4日、幕府が最後的鎖国令を発してからも、時折外国船が西国近海に出没⁽¹⁾するだったので、正保3年〔1646〕には切支丹制禁を一層厳重にするよう諸大名に下令しました。⁽²⁾外国船監視のため、全国の海岸の要所々々に番所を設置させたのはその頃のことです。正保元年〔1644〕幕府が諸国郡の絵図の撰上を諸侯に命じていますが、この時作製された仙台領絵図に⁽³⁾「遠見新番所」〔とうみしんばんどころ〕と図示されているのが見られます。この名称は、以前からあった境目番所や川番所に対し、新規の番所であったことによります。やがて、その独自の目的から「唐船番所」と称するようになりました。唐船とは、もと中国・朝鮮の船を指したのですが、ヨーロッパ船が来航するようになってからは、広く外国船一般の総称となったのです。

唐船番所は、海岸最高所を選び方丈〔方3m位〕の土壇を置き監視所を設け、その麓に方2間〔約3.6m四方〕の見張要員詰所を置いてありました。見張要員は通常直参足軽5名の定員を配置し、2人1組で監視を担当することになっていました。番所の監督責任者は、最寄りの穀改め役人⁽⁴⁾の兼帶となっていました。監視勤務は5日交代、中には1か月交代の番所もあったようです。勤務者の食事は村方の請負とされていました。見張所には、遠眼鏡を備付けた所もありました。監督責任者の穀改め役人、所轄の代官、海岸防備担当の備頭などへの外国船発見の通報は、昼間は発煙、⁽⁵⁾夜間は火光信号をする定めで、これによって直ちに早船・早馬を仕立てて急報すると共に、村の半鐘や寺々の鐘や太鼓で広く伝達する手筈になっていました。海上監視は間断なく続けられましたが、設置後約90年目の元文4年〔1739〕5月23日・鮎川番所で三陸沖を南下するロシアの探検船3隻を⁽⁶⁾発見したことがあっただけで、各番所は明治初年の廃止に至るまで、何事もなく経過しました。

各番所の実査記録が「奥州仙台領遠見記」の中に次のように記されています。唐船番所が設置さ⁽⁷⁾

れてから約110年程後の状況です。

『〔八ヶ森〕綾里村石浜之内八ヶ森と云処に唐船番所有同郡今泉御足輕兩人つつ三十日代り勤る也
広田御穀改兼役ニ支配あるなり、遠眼鏡ハ御塩釜横目ヘ被渡置也、綾里浜とて荒海へ出たる処
にて海上斗り能見ゆる所也。元文四年〔1739〕迄は綾里崎の山の峠に有し由、同年に此八ヶ森へ
移さるよしなり

〔泊浜〕歌津村之内泊船番所あり、凡下扶持人大坂ノ平太夫定詰にて勤る也、御役人ハ同村之内名足浜御穀改定居郡御奉行支配御給主喜田作左衛門兼役に勤る也、延享之頃〔1744～48〕迄ハ
本吉南方細浦御穀改所より勤しを其後名足浜支配ニ成也、此処ニ遠目鏡なし、

〔鮎川浜〕鮎川浜山下に唐船番所有、凡下扶持人甚之丞と云もの定詰にて居家は山より七、八
丁下り有、毎日通へ勤るなり、小淵浜御石改所御役人支配す。

〔大浜〕大浜ノ内ニ唐船番所有、寛延の頃〔1748～51〕迄は御役人小原清四郎定詰にて勤たり、
其後土の勤仕止られ凡下御扶持人大坂ノ甚太郎と云もの定居にて勤る也、遠目鏡渡し置るゝ也、
此御番所へ少し上るに二ひろ〔尋〕余廻る室〔むろ〕の木有、往時八幡太郎此処にて詠歌を遊は
し筆をさゝせられしに室の木と成し由云伝ふ。筆木と云、御番所も筆木の御番所と云、山に船見
小屋有、深谷、牡鹿、桃生、仙台、宇田、亘理、相馬方迄見ゆるなり、
⁽⁸⁾

〔磯浜〕磯浜ニ御船番所有、伊具郡金山本郷御預り御足輕貳人ツ、昼夜交リニテ詰居所也、此
処釣師浜〔つるしはま〕御穀及川喜衛門兼役ナリ、
⁽⁹⁾

「奥州仙台領遠見記」から約90年後、大浜唐船番所を実査した舟山萬年〔ばんねん〕が「塩松勝
譜」巻之13の中に、次のように述べています。

『筆樹嶋 大浜東ニアリ。上ニ候亭アリ。故ニ又候峯ト云フ。阪路急峻未タ頂ニ及ハス數歩ニシ
テ。翠微屋數楹〔すうえい〕アリ候吏居ス。窓ヲ開テ南望スレハ。海水天ニ接シ飄々空ヲ凌ク、
想アリ。吏家ヨリ登リテ巔ニ至ル。平坦數歩中央ヲ壇ト為シ。方丈許〔ほうじょうばかり〕之ヲ候
亭ト為ス。是ヲ異賊襲来ノ變ニ備フルナリ。壇上架ヲ設ケ望遠鏡ヲ掛ク。鏡長八尺餘。圓八寸。誠
ニ望メハ則チ舟船ノ数百里ニ在ル者。人物器械粲然〔さんぜん〕審〔つまびらか〕ニスヘシ。顧
〔おも〕フニ其望力千里外ニアル可キナリ。不慮ノ備此ノ如クナラサレハ何ヲ以テ其用ヲ得ン。…』

唐船番所は220年もの間、僻遠の勤務によく堪え抜いた凡下扶持人階級の人々によって、律気に
守りぬかれ、明治2年1月廃止されました。宮城県内の4か所の番所跡にはそれぞれ記念碑が
建てられています。

注(1) 「大猷院殿〔家光〕御実紀」巻41、寛永16年〔1639〕7月4日の条に『……国持はじめ万
石以上の輩をも。白木書院にめして。老臣この令条〔最後的鎖国令〕をさつく。』とある。

注(2) 「大猷院殿御実紀」巻63、正保3年〔1646〕、4月19日の条に『……又仰下されしは。天
主教弥嚴〔いよいよきびしく〕制禁すべし。……各国弥心をいれて査検すべしとそ。』と
ある。

- 注(3) 「義山公記家記録」卷之4、正保元年〔1644〕12月16日条、『御評定所へ御家來衆一人出サルヘキノ旨御触ニ就テ、……諸国絵図最前上ルトイヘトモ相違ノ所多シ、此度重テ仰付ラル、少モ相違無キ様ニ仕立差上ラルヘキ旨仰渡サレ……尤モ半年一年ニハ出来シ難カルヘシ、一両年ヲ越テモ不苦ノ旨仰渡サル、』
- 「泰平年表」（忍屋隱士〔大野広城〕）天保12〔1841〕に『正保元年十二月廿五日。日本國郡の図、同諸城の絵図を撰せしめらる、是を正保古絵図と云、今御文庫に現存す』とある。正保の仙台領絵図の写しの一部が内閣文庫に所蔵されている。
- 注(4) 穀（石）改所。全領内の交通の要地に置き、密石・脱石を厳重に取締った。穀改所の役人は2人宛5か月交代、郡奉行の支配下に属し、穀改所は次の39か所に置かれていた。
- 亘理荒浜・名取閑上・名取玉崎・宇田釣師・伊具丸森・伊具水沢・宮城塩釜・宮城蒲生・宮城大代・宮城磯崎・宮城寒風沢・牡鹿渡波・牡鹿小竹・牡鹿川口・牡鹿袋谷地・牡鹿遠島・牡鹿小淵・深谷大塚・深谷野蒜・深谷鹿股・深谷和淵・桃生十五浜・宮城松島・本吉南方十三浜・本吉志津川・本吉折立・本吉柳津・本吉追波・本吉波路上・本吉名足・本吉氣仙沼・江刺下河原・氣仙大船渡・氣仙綾里・氣仙長部・氣仙広田・伊沢相去・加美輕井沢・玉造尿前。
- 注(5) 「海岸持場井人数調」（片倉家蔵）
- 注(6) ロシアのベーリング探検隊のスパンベヤー司令官の率いるルチアナ号などの3隻であった。その中の1隻はボートを下して網地島に一時上陸したので大騒ぎとなった。臨検に出向いた役人2人が司令官室でブランデーを飲まされ、腰が抜けたなどのハプニングがあったが、ロシア船は程なく立去って、何事もなく終った。
- 注(7) 手書本として伝わる。奥書に『宝曆十一辛巳〔1761〕水無月〔陰暦6月〕下旬信廣著』とある。
- 注(8) 明治2年1月番所が廃止されてから数日後の1月13日、大浜番所を代々実直に守ってきた大坂民記が番所ヶ森の絶壁から嵯峨溪の海に身を投じて30才の若い命を絶つという悲劇があった。「奥州仙台領遠見記」に記された大坂甚太郎の子孫である。その墓が大浜海岸の松林にあり、遠閑要道清信土と刻まれている。
- 注(9) 「仙台郷土史夜話」（三原良吉）に『大浜のお筆室 樹齢七百年と称する見ごとなイブキビャクシンの老木が立っている。この木はヒノキ科に属する常緑樹で、幹の木肌と枝ぶりが周囲の樹林の中にひときわ目立て印象的である。これを土地ではお筆室と称し、昔はこここの唐船番所を俗に御筆室の番所といっていた。』とある。なお、イブキビャクシンとムロ（ムロノキ、ネズ、ネズミサシ）とは別であるが、昔の人は混同していたようである。
- 注(10) 昔の庄名で、今の河南・矢本・鳴瀬3町にわたる地域で、仙台領内では桃生郡と並ぶ行政区画として一つの代官区をなし、広淵に代官所が置かれていた。

注(1) すいび。山の八合目。

注(2) すうえい。数列。楹は柱、また家屋を数える数詞に添える語。

資料 奥州仙台領遠見記

仙台郷土史夜話（三原良吉）

7. 「磐前県」はどう読むのか

問 「宮城県郷土史年表」（菊地勝之助）の明治4年4月22日の所に『刈田、伊具・亘理の三郡は宮城県より分離して磐前県に併せらる。』とあります。この磐前県をどう読むのでしょうか。同書の索引を調べたら「ハ」の「磐溪先制の刊行」と「磐梯吾妻スカイラインの開通」の間に「磐前県」が組込まれています。これよりますと「ばんぜんけん」と読めばよいのでしょうか。

答 「磐前県」は県庁が磐前郡平に置かれたので、磐前郡の郡名をとって県名としたものです。この「磐前」の呼び方は、「ばんぜん」ではなく「いわさき」であります。もと「岩崎」〔いわさき〕だったのが、寛文〔1661～73〕年間に「磐前」〔いわさき〕となったものであることを「大日本地名辞書」第7巻（吉田東伍）は、次のように記しています。

『^{ワカタ}磐前郡 明治廿九年〔1896〕廃号、其地は皆石城郡へ入る。元来磐城の分郡なれど、其西南偏に之を名づけ、古唱イハガサキなるべし。（中略）国郡沿革考伝、中世磐城郡に岩崎、^{ワカタ}楢葉二郡を分置す。東鑑〔あずまかがみ〕、文治五年〔1189〕已に岩崎の名あり。近世正保〔1644～48〕図に岩崎、楢葉の郡名見え、寛文中〔1661～73〕岩崎を磐前に改書す、今之に仍〔よ〕る。』

この磐前県は、明治4年11月2日在來の磐城平県・湯長谷県・泉県・三春県・相馬県・棚倉県・中村県の7県を統合して新設された平県を、同月29日にこのように改称したものです。その管轄は、磐城国行方〔なめかた〕・標葉〔しめは〕・楢葉・田村・磐城・石川・菊多・白河・磐前の9郡で⁽¹⁾したが、明治9年4月18日〔「地方沿革略譜」内務省図書局。明治15〕宮城県から磐城国亘理・伊具・刈田3郡を分離して、この磐前県に編入しました。それから4か月後の8月21日、磐前県は廢されて福島県に編入されました。その際、亘理・伊具・刈田3郡は宮城県の所管に復帰して今日に至ったのであります。

注(1) 吾妻鏡。全52巻。鎌倉幕府編。半漢・半和文体の鎌倉幕府の事蹟を日記体に編述した史書。

治承4年〔1180〕から文永3年〔1266〕前將軍宗尊親王の帰京に至る87年間の我国最初の武家記録。

注(2) 明治元年〔1868〕12月7日、陸奥国を分割して、磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の5か国